

一般社団法人長岡市建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長岡市建設業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建設業の技術、経済及び社会的地位の向上を図り会員の共存共栄と公共の福祉及び地域の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業界の道義高揚と秩序を保持するために必要な事項
- (2) 建設業の技術及び経営の進歩向上に関する調査研究
- (3) 建設業に関する情報及び資料の収集とその提供
- (4) 工事代金の一時立替
- (5) 関係官庁並びに団体に対する建議陳情及び交渉連絡
- (6) 建設業法その他関係法令に基く施策の普及徹底
- (7) 研究会、講演会、技能者養成及び有益な行事
- (8) 地域の発展と活性化のための事業
- (9) 災害時の応急対応及び復旧支援事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員に次の会員を置く。

- (1) 正会員 長岡市に主たる営業所を有する建設業法に基づく許可業者(以下、「許可業者」という)でこの法人の事業に賛助する者とする。

(2) 準会員 長岡市に支店又は従たる営業所、出張所等を有する許可業者
でこの法人の事業に賛助する者とする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成
18年法律第48号）上の社員とする。

(入会及び会員の責務)

第 6 条 この法人に加入しようとする者は別に定める加入申込書に正会員であ
る 2 名の保証人を付して申込み、理事会の承認を得なければならない。

2 会員はこの法人の定款及び諸規程並びに会議の決定に従うと共に業界の秩
序保持に努めなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会
の定める処に従い会費を納入しなければならない。

(1) 会費の種類及びその額は総会で決める。

(2) 新加入の会員は入会と同時に入会金及び会費を納入しなければならない。

(3) 納入済の入会金及び会費は一切これを返還しない。

(退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつで
も退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を
除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 1 0 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき
は、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき

(2) 当該会員が解散したとき

(届出の義務)

第 1 1 条 会員又は相続人は次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは遅
滞なくその旨を会長に届出なければならない。

(1) 事業の廃止

- (2) 会員の死亡
- (3) 法人の解散
- (4) 名称又は代表者の変更
- (5) 営業所又は事務所の所在地の変更
- (6) その他必要と認められる事項

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくは会長があらかじめ指定した者が議長に当たる。

(議決権)

第 1 7 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 1 8 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の半数以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書類を会長に提出して、出席正会員を代理人とし、当該代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は会員又はその使用人でなければならない。この場合においては前 2 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4 正会員は自己の利害に関する事項について議決権を行使し、又は他の正会員の代理人となることはできない。

(議事録)

第 1 9 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名する議事録記名者 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 2 0 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の理事のうち 1 名を副会長及び 1 名を

会計理事とする。ただし、副会長及び会計理事は兼ねることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とする。

(役員の選任)

第 2 1 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員(法人の場合はその法人の代表者) の中から選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。副会長及び会計理事は理事の中から理事会の承認を経て選定する。

(理事の職務及び権限)

第 2 2 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 会計理事は会計事務を司る。

5 会長、副会長及び会計理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第26条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要事項につき会長の相談及び諮問に応ずる。
- 4 顧問及び相談役は、会長の求めに応じ、理事会に出席する、
- 5 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

(役員報酬等)

第27条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において定める総額の範囲内で別に定める役員報酬及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 総会の招集に関する事項及び総会に附議する事項の決定
- (3) 予算の補正の決定
- (4) 多額の財産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (7) その他会長が必要と認めた事項の決定
- (8) 理事の職務の執行の監督
- (9) 会長、副会長及び会計理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。理事会を招集する場合には、理事会の日の5日前までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくは会長があらかじめ指定した者が理事会の議長となる

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録署名人は、その理事会に出席した会長及び監事とし、前項の議事に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会及び委員)

第34条 この法人に、調査、研究、その他事業遂行のため必要あるときは委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験のある者からその都度、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 委員会の運営等に関しては、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなけれ

ばならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(7) 財産目録

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため事務局を設け必要な職員を置く。

(1) 職員の任命は会長が行う。

(2) 職員は上司の命を受けこの法人の事務を誠実かつ迅速に処理しなければならない。

(3) 職員の服務及び給与に関する規定は理事会の同意を得て別に定める。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の規定による一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は星野光雄とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。